

## 第73号議案

島根県県税条例及び島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第2号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第3号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第3項第1号ウ、第2号及び第3号中「及び清算所得」を削る。

附則第7項中「並びに同期間内における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第9項中「同項第1号の3」を「同項第3号」に改め、「、清算所得に対する法人税額に係る法人税割額を申告納付すべき法人にあっては解散の日」を削る。

附則第15項中「及び清算所得」を削る。

附則第16項中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

第2条 島根県水と緑の森づくり税条例(平成16年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第52条第2項第3号」を「第52条第2項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例(次項において「新条例」という。)第16条第1項及び第3項並びに附則第15項及び第16項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

3 新条例附則第7項及び第9項の規定は、施行日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は施行日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に解散(合併による解散を除く。)が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。